

第199回内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成20年9月16日(火)午後1時30分から
- 2 会 場 長野県職員センター
- 3 出席者
漁場管理委員12名
漁業者代表：三枝守、中澤章、古川薫美、松木照武、松本義明
採捕者代表：塩澤美芳、橋詰武、増澤久和
学識経験者：沖野外輝夫、片野修、竹原文子、平林公男
事務局
中村書記長 他3名
- 4 会議事項
 - (1) 議事録署名委員の指名
 - (2) 遊漁規則の一部改正について(諮問事項)
 - (3) 区画漁業権免許内容の事前決定について(決議事項)
 - (4) 増殖指示量の決定方法等について(決議事項)
 - (5) オオクチバス等の再放流禁止指示解除申請について(決議事項)
 - (6) 遊漁料の計算方法について(報告事項)
 - (7) その他

沖野会長あいさつ 議事に入る。

沖野会長 それでは議事に入りたいと思います。まず最初に、恒例ですが、議事録署名委員の指名をさせていただきます。今回は議事録署名委員として、松本委員、塩澤委員にお願いいたします。よろしいですか、お願いいたします。

それでは議事の次第に従って最初の議題ですが、資料1の遊漁規則の認可についてということで、事務局からご説明、お願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 という申請の内容ですが、諏訪湖漁協と東部漁協の方を合わせるということになるかと思いますが、内容的には、何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

出席者一同 はい。

沖野会長 ではこの件については、申請のとおり認可して差し支えないという答申をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)のところになりますが、区画漁業権免許内容の事前決定についてというのに入りたいと思います。では事務局の方からお願いいたします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。増澤委員の方から何か、別にありませんか。私も同席しましたが、別に公聴会での意見というか、異論はありませんでしたのでご報告いたします。何かご質問ございますか。この件は前回も出ておりますので、公聴会によって確認したということですが、今回は、その件について県案のとおり決定してよいという答申をしたいということですが、よろしいでしょうか。

出席者一同 はい。

沖野会長 それでは決定してよい旨の答申をすることにいたします。よろしく願いいたします。あまりさっさと行ってしまうと時間が余ってしまうんですが、(4)の増殖指示量の決定方法等についてという、説明の方を事務局、お願いいたします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。前回に平成19年度の実績を表で報告していただいておりますが、その根拠になるところ、中身はこういうものだということで。5年間というと、平成15年から5年で平成20年、今年の11月に再決定をしなければいけないわけですね。変更があればそれまでに決めておかなければいけないということで、今日、確認をしていただく意味でお出ししました。何かご質問ありますでしょうか。はい、どうぞ、片野さん。

片野委員 この算出の方法については、特に異議、異論はありませんのでこれで結構だと思うんですけども。最近、増殖義務の果たし方の中に、やっぱり自然の産卵場を整備して、自然の生産力を上げようという考え方があります。それで、実際、長野県で行われているわけですね、この前のデータで。それから水産庁の方も、今、そういう形で事業を展開しています、長野県の水産試験場はその一部を、今、担っているわけですね。ですから、そういうことが重要だということをごわかるように、全体的にね。この指示量はこれでいいんです。いいけれども、増殖義務としてそういった自然生産力を上げるということが重要であるということをご、何らかの形で。

つまりこれだけ出してしまうと、漁業協同組合の方々もいろいろいるだろうけれども、昔ながらの考え方ですね、放流だけでいいというのはね。だけどそうじゃなくて、自然産卵場の整備とか、自然の生産力の向上とか、自然の生態系を向上させる中で生産力を上げていくというような考え方を、県としても何らかの形でアピールというのかな、これからの方向性として示す必要があるんじゃないかなと思うんです。そういうものがだんだん重要になってきて、それにかかるウエイトが大きくなってくると、今度はこの増殖指示量というのも、若干もうちょっと減らしてもいいということになるわけですね、きっとね。その辺、非常に難しい問題ですけども、やっぱり河川環境を守るとか、産卵場を守るというのは重要なことなので、そういう形で何か指示なり意見なりコメントなりという形で言えないものかなと、ちょっと思いました。制度的には難しいのかもしれないけれども、これは私の意見ですけども。

沖野会長 ありがとうございます。指示量そのものの算出方法はいいとして、どこに入れるかというところが、前書きにするのか、最後の何かにするのか、ちょっと検討が必要ですが。自然環境の維持とか、産卵場の確保とかという、そういうところも入っていた方が確かに、全体としてはいいということになりますよね。はい、どうぞ、塩澤さん。

塩澤委員 塩澤でございます。今日は何だか片野委員と意見が一つ一致いたしまして、その自然

増殖ということも、河川の今の状況から見て、それでまた種苗の劣化というような問題から見て、これは必要だと思えますので、成文化できるものはしていくべきだとこんなふうに思っています。

沖野会長 ほかにご意見、はい、どうぞ、中澤さん。

中澤委員 中澤です。過去に私、諏訪湖に関する流入河川等の改修に伴うときに、今の自然増殖のための河川整備をということで、現場、諏訪でいえば諏訪建設事務所へお願いしたことがあります。というのは、河川改修をするとき、今まであったマコモとかミクリとか、そういった自然産卵に必要なものを残してもらいたいということをお願いしたんだけど、なかなかそれが、工事の関係からいくとそういったところへ残すことはできないというようなことで、排除されてしまったというようなことがあります。

県の方へも、私も、署名・陳情という形で出したことがあるんですが、そういった現場との整合をとっていただかないと、実質上ここで決議しただけではそういったことができないということを経験しておりますので、ぜひそういったことも非常に重要なことで、実際に私も建設事務所の方へお願いして、植生を残してもらいたいということを再三お願いしたことがあります。非常に大切なことですので、こちらと現場との関係もとっていただかなければいけないだろうとそんなことを感じます。非常に重要なことであろうと私も思っております。以上です。

沖野会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今、この場で文章をどうするかというのは大変ですので、次回に、今日は中身の指示量の算定方法の確認ですので、次回に決定をするわけですね。

事務局 ありがとうございます。自然再生産を大事にした増殖方法ということで、県としまして水産試験場での個別指導、あるいは講習会を開催する等やっております、全く同じ考えでやっていきたいと思っております。ただ、この増殖指示とこういう場合は、法律に基づいた委員会でかなり権力があると言いましょか、強制力を持った指示でございますので、その中でそういう、今の自然再生産の増殖方法をどういうふうにするかという、そういう強制力を持った中でどういう文章にするかというのは、ちょっとこれは難しいのかなと、事務的なレベルでうまく合致するかなという部分がございます。

ただ、この増殖指示をやっていくところに、2枚目の2ページのところで漁協と協議してまいりますので、事務局といたしましてはなるべくそういったような、産卵場造成だとか、産卵床の設置だとか、そういったようなことはできないかなというような、組合さんがもしそれでやるとすればそっちでもいいんですよ、こういうのもやりませんかというような促すような形で、個々にはそういうことでやっていきたいなと考えております。

ただ、その指示の文書というのはこの法律的な文書になるので、その中で今言った奨励するというような形の文章を盛り込むことができるかどうかは、次回のご検討になりますけれども、十分確実に反映できるかということ、法律的な難しさはあるとだけ申し上げておきます。

沖野会長 下の方の「増殖指示の運用について」というところだと、今おっしゃったようなことを入れても可能じゃないでしょうかね。

事務局 はい、それは可能かと思えます。指示そのものになると文言としてこれを指示するになってしまいますので、委員会として、今、会長さんがおっしゃったような、こういうこと

を次の委員会で決定しましたという、言葉として決定するというのであれば、それは可能かと思えます。

沖野会長 直接、「決定方法について」というところに入れる方が直接的かと思うんですが、段階的には「運用について」に入れておいて、またということもあるし、それから「指示量の決定方法等について」と書いてあるから、「等」を生かすという手もあるかもしれません。はい、どうぞ、三枝さん。

三枝委員 実は、今、それぞれ委員の皆さん方から自然の造成というか、産卵場の形成等の問題が出ているんですが。実は、過日、巡回教室の中で、中村先生という方がおっしゃって、長野県の中でも志賀高原ですか、ここでは自然魚の増殖をしているということで発表になって、非常に全国的にも、今、注目されている漁協だということでお話があったんですが。その漁協では、自然魚の増殖のために放流事業をある程度自粛しているという事例の発表があったんですよ。放流魚でなくて自然魚を育てていくという環境をつくっていくと。そういうことになると、この漁業権免許の交付の条件の中には、指示量というものがあって、指示量を達成しろという免許条件があるんですが。そういう自然魚の増殖をするために放流を差し控えるということになると、この増殖の指示量というものがどういう効力を持っているか、そこらちょっとこれから県の方のお考えもお聞かせいただきたいと思うんですが。そういう対応ができる、いいということになれば、私たちもそれなりきの漁場を確保していきたいとこんなように思っておるので、そこらをちょっとお願いしたいと思います。

沖野会長 では事務局をお願いします。

事務局 増殖という行為は、ただ単に禁漁にするだとか、禁止期間をつくるという、何かをやるという行為だけではなくて、積極的に魚を増やす行為を増殖という形で、これは法律の方で解釈がございまして。ではその中の内容は何だろうと、種苗放流であったり、親魚の放流だったり、それで産卵場の造成といった、何かこういう行為をやるということだということが増殖であるというふうになっております。

で、今、ご指摘のありました志賀高原漁協のイワナについては、産卵場造成ということで指示が出ております。ですので、これ、魚種ごとにすべて出ますので、ほかの漁協さんでも例えばウグイだと産卵場造成となっている、放流ではなくて、なっている漁協さんはいくつもあると思います。個々で見ますと、たまたま志賀高原漁協さんはイワナしか漁業権魚種がないんでそうやってきておりますけれども。魚種ごとに産卵場造成、あるいはほかの方法でも、今後、技術的なものであってくれば、人口産卵床をつくるとか、コイやフナの仲間だったらそういうことも十分考えられますから。そういったような方法で増殖指示をすることは可能ですので、それは積極的な行為ということで増殖とみなされるというふうに解釈しております。

沖野会長 よろしいですか。

三枝委員 今のお話で、方法には産卵場の造成と種苗の放流とあると。その場合に、各単協さんで指示量が割り当てになる、管理委員会でそれぞれ検討した中で指示量が割り当てられると思うんですが。その場合に、各、割り当てられた単協で、うちの方はこういう自然増殖をしていきたいよと、産卵場の造成で対応したいということになれば、その指示量の金額というものは減額していただけるかどうか。1回割り当てになった指示量。

事務局 額の話になりますと、まず一番初めのところの0.35と0.45のところでは決まっておりますので、そのトータルとしてのまず金額というのは決まっておりますので、例えばある魚種について、今まで稚魚の放流でやっていたのを産卵場の造成に変えるとすれば、その分は減るということは当然あります。ただ、総額として、では総額全部が減るという形ではなくて、その分についてはほかの部分で、いや、こっちの魚種はやっぱり稚魚放流しなければいけないからこちらに回そうといったような調整はさせていただくことになると思いますが。総額とすれば、計算した額が来てまいりますので。魚種ごとの、ですからバランスで、こちらは産卵場を造成するので今までよりも下がると、金額的には、その分についてはどこかほかの魚で、ではこっちで補おうというような形になるかと思えます。

三枝委員 そうすると総体的なこの0.35と0.45のトータルの割り当ての金額というのは変わらないよと、トータル的には、そういうことですね。

事務局 今の決定方法でお諮りしたのは、そこをいじるという意味ではございません。

沖野会長 よろしいですか。いかがでしょうか、いろいろご意見出ましたが、文章的には、ご苦労ですけれども事務局の方で、今のご意見を生かして、何らかの形でここに反映できるように文章化していただいて、次回の増殖指示量の決定のときに提出していただくということはいかがでしょうか。そのときにまた修正もあるかもしれませんが、可能でしょうか。

事務局 はい。本文でなくてこのような形での委員会での決定事項、委員会の中でこういうふうに今後していきたいと、奨励ということだと思えますので、そういう方向性を見せるということだと思えますので、これは可能だと思えますのでやらせていただきたいと思えます。

沖野会長 発言の最初の片野さん、そんな形でよろしいでしょうか。

片野委員 ただ、将来的には、今、三枝さんが言ったように、一所懸命自然の増殖に努めて、その効果があるということになったら、やっぱり放流の指示量というのは減らしてあげるべきだと思いますね。ただ、そのときに、その一つ産卵場をつくったら、それが何匹放流分に当たるかなんてというのは、今、非常に難しい話ですよ。それで、またその産卵場の造成方法も、中村君はイワナで大分成果を上げていますけれども、例えばウグイ・オイカワでいえば、今、長野県水産試験場がやっているし、あとアユとか、コイとか、フナとかというのはまた別がやっていて、まだ技術が確立してない面もあるわけですね。ですから、今すぐ、確かにそういうふうに、これ、一つ産卵場をつくったら、これは10キロ分の放流に当たるなんていうことは言えないから当然無理ですけれども。将来的には、そういう自然産卵を促すためにも、そういう努力をした漁協に対しては指示量を減らすということがあってしかるべきだと思います。今後の課題として検討していただきたいと思えます。

沖野会長 布石として、まずはどういう形で載せられるかわかりませんが検討していただいて、次回に提出していただくということで、事務局の方、お引き受けいただけますか、ではお願いいたします。ほかに今のことでご意見ございますか。はい、どうぞ、平林さん。

平林委員 ちょっと別の話ですけれども。まず、これは平成15年の11月27日に決定されているわけですけれども。それでちょうど5年たって、ここでまた見直しと言いますか、これでいくかどうかということの検討なんですけれども。ここに書いてあるこの決定方法について、前回やられたわけですけれども。それで例えば計算したあと、増殖指示の原案から増殖指示の案へ行くまでの間に、単協とのその協議というのがございますけれども。ここでかなり大き

く、この協議をすることによって原案が変わるような事例が多かったのか、それともほぼ原案どおり、この計算方法である程度やって増殖指示の案へ持っていったのか、まずその辺のところはどうなっているのかということをお尋ねしたいということが1点。

それと、それに関連してなんですけれども、例えば増殖目標の金額にしても、過去5年分を算出して最大・最小を除いて3年分で平均値を出していますけれども。これが本当に実質的にこういう形でよかったのか、例えば極端に2つにこう、ある年、2年分はものすごく極端に少なく、2年分はものすごく多くて、というような形に非常に分かれてしまったときに、本当に3年、真ん中をとって平均を出すことがよかったのかどうなのかといったような整合性ですけれども。この辺のところは、実際に前回これをつくられて、それに当てはめてこの指示を事務局の方である程度出して、それでそれを指示案という形で決定しているわけですけれども。この辺のところは、実際にはこういう形で大きな問題はなかったというふう

に判断していいのかどうか、その辺のところを少しご説明いただきたいんですけれども。

沖野会長 では事務局お願いします。

事務局 2つご質問をいただきました。まず初めの方の、原案から案が変わるところで大きく変わるようなことはなかったかというご質問かと思えますけれども。基本的にその部分で大きく変化するというようなことは特にございません。というのは、今までやってきた実績というものをやはり勘案してここではやはり考えますので、極端に前の年までやったものと大きく変わるというものが出てくるようなことはございませんので。魚種ごとに全部やっていただくというのは、当然これは、免許をするときに増殖計画を出していただいていますので、この魚種を増殖するんだということはもう決まっているという中でのお話でございますので、それについては大きく変わることはございません。ただ、先ほど言ったような点で、この魚種については今まで放流でやっていたけど変えまして、産卵場造成にするといったような、そういったような変化というのは当然これでございますけれども。

あと、5年について、いわゆる単純平均でやるのがいいのかどうか、そういうばらつきの状況から見てどうだというご質問だと思うんですけれども。実はこの平成15年の前にも、当然この増殖指示量の決定方法というのはあったんです。そのときは、過去5年をやってその最大・最小をとってという形ではなくて、単純な3年間だったんです。前3年間の平均をとってやりましょうという形になっていたんですけれども。そのときに、おっしゃったように3年間の単純だと、たまたまその3年分のところで好不漁の固まった年になってしまうと、非常にあとで困るというようなこともございましたので、そこでではどうしようという形で、5年にして真ん中3年をとろうという形でございます。

これはどうなるものかという、そのときの状況によるんで、必ずなるとは言えないんですけれども。そのときはたまたま、大体中間的な年というのが3年間あって、不漁というか、なかなか、要は遊漁証の発行枚数が落ちると収入が落ちますので、一番は、そういういろいろな理由で釣り人が来ないという、天候的なことが原因なんですけれども、来なかった年があった。あと逆に非常に釣り人が多かった年というのがあって、その大きい方と小さいのをとって、ちょうど形とするときれいな形にはなったんですけれども。おそらくそれも含めてこの形に変えて、改善させたというのが状況だというふうに認識しております。

沖野会長 ありがとうございます。平林さん、よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。今

日は確認ということですので、次回、先ほどの文章も含めて提出いただいて審議するという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。ではこの議題についてはこれで確認されたということで、次回のときにまた審議していただくことにいたします。どうもありがとうございました。

予定ではこのあとの事案がちょっと具体的で時間がかかりそうだと思って、休憩をとろうと思ったんですが、早く進行しすぎていまして、まだ休憩しなくてもよろしいですかね。先に進めてもよろしければ次の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では進めさせていただきます。(5) オオクチバス等の再放流禁止指示解除申請について、では事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。初めて見て、なかなか中身を理解するまで大変だと思います。最後にお話したように、今日、野尻湖漁協の石田組合長さんがお見えになっていますので、もし何か具体的なことで事務局で答えられない場合には、組合長さんにお話しただくということ、今までそういう例がないんですが、この会でよろしいということであればそういう形でも進めたいと、よろしいでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 それではご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、平林さん。

平林委員 まず基本的なことからちょっとお尋ねしたいんですが。まず野尻湖の流出する河川ということで、今この池尻川が出ていますけど、ほかにこういう流出する河川がないのかどうか、あるいはそれは洪水も含めて、水量が非常に上がったときでも、こういうような流出するような河川、大小含めてそういったようなものがあるのか、ないのかという確認が1点です。

それから2点目ですけれども、この池尻川のこの水系についても、水路が2本、それから池尻川の本線と、それから導水路があるわけですけど、流量と言いますか、その流れている水の量ですね。それがどのような割合になっているのか。予想するに、多分川が一番多いのかなという、で、導水が2番目なのかなというような気はしないでもないんですけども、実際に1年間通して水がどのくらいの量、どういうふうに、先ほどの水路の方は季節的なものがあるというお話でしたが、その辺がまずどうなっているのかということが2点目にお尋ねしたいところです。

それから3点目は、今までこの川の中で、今回対象になっているオオクチバスであるとか、それからコクチバスですけれども、こういったものがどの水路のところが一番多くとれているのか、とれてないのか、そういった情報があればぜひ、例えばいつもこの水路のところには非常に多くいて、全体の10対1ぐらいの割合でいつもここにいますよというようなところがあるのかどうか、そういったような情報があれば少しここでご説明いただきたいという、3点お尋ねしたいと思います。

沖野会長 では事務局の方からお願いします。

事務局 お答えします。3点ご質問をいただきました。まず、野尻湖から流出する水路というのが河川というのは池尻川だけかというご質問でしたが、これは池尻川だけです。あと用水の配分でございますが、詳細なデータはちょっと私も今持ち合わせてございませんけれども、

最も多いのは、年間を通して多いのは多分これ発電用の導水路が一番多くなると思います。タービンに行くのが一番多いかと思います。季節変動がございまして、やはり池尻川そのものはちょっと、非常に流れていないような状況になっているときもございまして。水量というのは、組合長さんの方がもう少し詳しい情報をお持ちならと思いますけれども。

あと、3点目で、今までのコクチバス等の捕獲されている場所だと思うんですけども。実際、頻繁に必ず大量にとれるという状況ではなくて、例えば環境省が直近で行った調査があるんですけども、それで調べていったところでは、一番近くだとすると、そのまたピンクの付箋のところで見ていただくと、今現在、この網はないわけなんですけれども、この除塵機を通り過ぎて、もう一つ、今、発電所で管理している水門があるんです。池尻川への水量というのは、人工的にすべて調整できるようになっているんですけども。その直下のところでコクチバス、やはり先ほど申し上げたようなサイズのコクチバスが見つかっております。あとやはり池尻川では、下の方ですと関川の合流のところの池尻川でも1匹とれた例がございまして。用水路の方は、ちょっと調査そのもので何匹とれたというのをやっておりますけれども、見つかることはあります。私も見たことはあります。

平林委員 よろしいですか、現在、その装置1というのはもうあるわけですよね、用水路の方は、これはもう1というのはあるわけですよね。ですからこれがあって、なおかつその水路の中でも確認されているということですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

平林委員 わかりました。

沖野会長 よろしいですか。組合長さんの方で何か補足的にございましてか。水量の点で。

石田野尻湖漁業協同組合長 まず水路が4カ所ございまして、池尻川のところで、すみません、こちらの方の添付資料の17の方を見ていただいて、一番下のところなんですけれども。この池尻川は、正直な話を言いますと、9月10日以降から3月20日ごろまで、発電のために使う東北電力の発電のときで、毎秒0.3トンだけ落とせという、電力法の関係で出ています。池尻川に関しては、それでそれ以外の季節は、あと野尻湖からの漏水が多少ある程度です。

それで、池尻川発電所なんですけれども、最高に落として毎秒4トンが10センチ角の入り口ぐらいの丸いところでタービンにぶつかるように落ちる予定です。ただその毎秒4トンが最大であって、最小はちょっと私どもの方、発電所の方の場において聞きましたけれども、その辺はトップシークレットで答えられないということですので、ちょっとその辺のことは答えられません。

沖野会長 ありがとうございます。平林さん、よろしいですか。詳細な水量の振り分けというのは、環境の方で持っていないでしょうかね。あそこの湖沼法のを決めるときに水量把握しているはずですけどね、水収支で。

事務局 おそらく池尻川そのものの流量となると出てまいりと思うんですけども。それぞれこのところでは、人工的に水の配分を行っていますので、農業用水でどれくらいとってと。今のお話で確かにおっしゃるとおりで、池尻川、最大使用水量をとっていいのは4立方メートル/毎秒なんですけれども。それも発電所の方が発電利水として水利権を持っているのも1年を通してではないんです。その下流の、もっとずっと下流の土地改良区に当たる皆さんが、農業用水路としてこの水利権をお持ちの期間があって、そのときでの、要は水の運用

がちよっと異なってまいりますので。ここに全部で来る量というのは、先生おっしゃるとおりきつとわかると思うんですけど、そのあとの配分というお話になると、ちよっと十分把握できてないというのがお話ですけれども。概略は、やはり通してみますと、タービン、導水路に行っている水が最も多いだろうと思います。

沖野会長 はい、片野さん、どうぞ。

片野委員 大体見て、装置の数とか、そういうのは十分だと思います。これで問題となるのは、まずその発電所を通して出て行くやつがあるかどうか。それで、例えば除塵機の方は抜けているようですし、成魚は抑えられると思いますけれども。タービンを通ることによって、魚というのは全部死ぬのかどうかというのを一つ教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、先ほど7センチぐらいのバスが最小であったという話ですけれども。これは全部で総数がどのくらい、つまり例えば3,000匹とったうち7センチが最小だったのか、10匹とったうちの7センチが最小だったのか、その辺、データを詳しく教えてほしいのと、とり方ですね、どういうとり方をやったのか。例えば電気ショッカーをやって1,000匹捕まえたけれども、7センチが最小だったのかという2点を教えていただきたいと思います。

沖野会長 これは事務局の方でよろしいですか。

事務局 まず1番目でございますけれども、タービンを通した魚はすべて死ぬかどうかということについては、情報を持ち得ておりません。2番目の何匹とったかというお話ですけれども、過去の調査データ、一応全部当たってみまして、ちよっと今、すぐ個体数が出てこないんですけれども。全部合わせても数十個体いたかどうか、10個体程度ではないかと思いません。直近の、先ほど申し上げました環境省で行った調査では、5個体、電気ショッカーも使いながら、このときは、申しわけありません、投網ですね。投網でとって、5個体とって、それが7センチから9センチという情報です。大量にはちよっととれてないです、調査データは、失礼しました、あと、電気ショッカーでやったものもあります。電気ショッカーでとったものもありますけれども、やはり1回の調査当たりでは数個体、試験場で行ったのも数個体です、とれているのは。

沖野会長 片野さん。

片野委員 まず1点目の発電所の方ですけれども、タービンというのはどんなタービンなのか、わからないから何とも言いようがないんですけど。よくあれですよ、長野・新潟県境の魚はタービンでみんな死ぬとかという話もありますけれども。タービンの構造がどんなようなもので、タービンに対して魚がどういうふうに反応するのかというデータを、一般的にちよっと集める必要はあるかもしれませんね。全然ないはずはないと思います。それで、ここは例えば漁場管理委員会が手を出せる場所ではないですよ、発電所の中ですから。そうすると発電所に協力してもらって、例えば発電所から川へ出るところとか、どこでもいいですけれども、何らかの装置をつくってもらうように努力する必要があるかだと思います。

それから2点目ですけれども、ご存じのようにオオクチバスにしてもブルーギルにしても、5月・6月に産卵して、網目1センチメートルを抜けられなくなるまで、10月なり11月なりかかりますから、その間は、理屈から考えても出てもおかしくないわけですね。そうすると、まさにそこが大事で、その網目が今一番引かかるんですけれども。10ミリという1センチですから、10月・11月までの稚魚はここを抜けてしまうわけですね。ですから、もちろん

その網目を小さくすると目詰まりするということもあるわけですが、実態、7センチが最小だというデータは、かなり貧弱であるので、やはりこれから、投網はもちろんその1センチよりも大きな網目ですから、電気ショッカーを用いてやはり何回か調査してもらいたいですね、秋までに。それでも出ていないとかそういうことになれば、これでいいですし、もしもそこで見つかるんだったら、最終のスクリーンの網目をもうちょっと小さくするというような対処法があるかと思うんです。この2点ですね、発電所を通して流出するものと、スクリーンを稚魚が抜けるおそれのこの2点について、少し検討してもらいたいと思います。

沖野会長 事務局の方で何かその点でお答えできることはありますか。

事務局 タービンの方はちょっと情報を持ち得ておりませんし、発電所の方でということは、ちょっと今、私の方はわかりませんが、あと1点だけ情報としてですけども、今まで稚魚の時期には、先ほど組合長も言っておられましたけれども、池尻川に水が流れてない、維持流量がないという時期に当たります。ちょっと非常に複雑なことなんですけれども、6月1日から9月10日までという間は、その間の水利権者が、農業関係の芙蓉湖農業水利対策協議会という方で持っておられて、発電取水の水利権ではないですけども。ですが、その間というのは、農業用水以外の水量というものは導水路の方にすべて流れていっているという状況で、池尻川に出ていないという状況かと思います。それで、おそらく今までの調査で最小だったものが7センチとなっているわけですけども。この7センチというのは、ちなみにやっぱり25ミリですと抜けられるサイズかなというのが、今のこちらの池尻川の実態ではないかと思います。

沖野会長 組合長さん、何か補足的に今のことでありますか。

石田野尻湖漁業協同組合長 今、事務局の言ったことで間違いはないんですけども。6月1日から9月10日までは、みどりネットさんの関係になりまして、ここから導水路を通りましてタービンで、関川には1滴も流れずに高田まで行ってしまいうんです。だからそのところのタービンが8つあるんですけども。その構造について、この前、東北電力さんにご質問しましたら、これは企業秘密だから教えられないとはっきり言われました。本当に漁場管理委員会ですっきりした申請書を出せば、どうか認められると思いますけれども。私も一単協でその企業秘密を開示しろと言われても、まず無理だとはっきり言われました。

沖野会長 どうもありがとうございました。片野さん、何か。

片野委員 そうですね、大体こういうローカルなところはそういうことを言うんですけども。それだったら国土交通省に直接聞くとか、土木研に聞くとか、そういうところから少し当たってみたらどうでしょうかね。いずれにしても、発電所にしても、外来魚の流出をある程度防止するというのはあれだし、国土交通省も、今、外来魚対策に結構取り組んでいるんです。私、そっちの委員もやっているんですけどね。そっちの方から攻めたらどうでしょうかね。タービンで全部死んでくれればいいですけどもね。そうでないとなると、せっかく努力しても流れてしまって、流れたことがまたこっちの責任になるということもありますからね。私の方から、ではちょっと情報を集めてみますね、そういうつてもありますから。

事務局 事務局としても、今ちょっと情報を持ち得ておりませんが、情報収集に当たります。

片野委員 それから2点目の方ですけども、池尻川には水が流れない。ただ9月以降は流れる

可能性があるということですね。それから、用水路の方は当然流れますよね。田んぼの水に配分しますからね。ですから、もちろんそういう稚魚は流れないにしても、今度、幼魚ということもありますよね。1センチ、ちょうど今ごろ1センチを抜けるころですけども、もうちょっとすると抜けなくなるということですけどもね。だからこの辺については、もうちょっと調査をしていただけないかというお願いをしたいと思います。

つまり1センチの網目でいいかどうかということについて、投網でやったのでは当然幼魚はとれませんから、電気ショッカーを用いて農業用水路を当たってみると。いくらやってもとれないというようなことであれば、これでかなり確からしいということになるわけですね。だからその辺のところは、県の方でもうちょっととってみる努力をしてほしいなと思います。そういうことです。

沖野会長 どうもありがとうございます。今のご意見は、この申請は申請として、県の方でもう少しそういう細かいところまで調べるようにというご要望と受け取ってよろしいでしょうか。わかりました。その辺は事務局の方でもちょっとお考えいただけますでしょうかね。

事務局 わかりました。ショッカー等を使いながらということで、はい、時期の問題・・・

沖野会長 小さい時期のものもありますのでね。

事務局 はい。

片野委員 監視の頻度、週2回ということなんですけれども。うちなんかでもそういうスクリーンとか、除塵機を使っているんですけど、1年のうちで時々ごみがやたら増えるときがあるんですよ。それは増水したときと、それから落ち葉が落ちたときね。落ち葉が落ちて流れてくるときはすぐに詰まってしまうんですよ。だからそういうときは、2回と書いてありますけれども、そのときに応じて柔軟に対処してもらえたらと思います。

沖野会長 これは要望ということで。ほかにご質問はいかがでしょうか。はい、どうぞ、竹原さん。

竹原委員 現場をあまり詳しくないので申しわけないんですけど、水門とありますけれども、野尻湖の場合には、例えば大きな豪雨なんか来て雨量がすごく増えた場合に、水門で水の調整とかはするわけなんですか。

沖野会長 事務局、どうぞ。

事務局 はい、行っておまして、基本的に池尻川に流下する水の量を、東北電力の方が水門で調整しておまして。多いときは導水路の方に水を回すという形になっております。それで池尻川そのものに流れる水は調整して、下流での災害等は起きない水量というのを、会社として定めて運用しているというふうに聞いております。

竹原委員 そうしますと、雨量が増えた場合には、用水路の方はそんなには流れないと考えればよろしいのでしょうか。

事務局 農業用水路ですか。

竹原委員 はい。

事務局 はい、そちらに出したり、止めたりすることができますので、それで使わない時期には止めるというお話ですので、人工的に水量の調節はできます。

竹原委員 私がお聞きしたいのは、雨量が増えたときにそのネットを越えてしまう水量が、果たして流されることがあるかどうかということがちょっと気になるんですけども。現場が、

私、わからないので。

沖野会長 では石田さん、お願いします。

石田野尻湖漁業協同組合長 今のご質問ですと、池尻川の川の水量のことをお尋ねだと思うんですけれども、それでよろしいのでしょうか。ここは、正直な話を言いまして、今までで試しに1回だけ水門を7センチ開けました。そのとき、上流の方は全然カラカラだったんですけれども、この池尻川というのはちょっと水路が悪くて、下に行くと狭くなるんです、逆に川幅が。それで、上の方は先ほどの写真を見ていただきますと立派な工事をして護岸ができていますけれども、下の方がもう土壁みたいなもので、その水路、基本的には流せない東北電力では回答しております。それ以上になりますと下の集落がすぐだめになってしまうんです。ですから、入り口が広くてしっぽが細い川だと思ってください。

それでこの網の関係では、私どもは県の河川課の方の指示に従い、もし大量の水位が流れた場合においては撤去しろよと、それが原因で下のところに洪水を起こすようなことにならない構造でなければ河川課は認めませんという、これが第一条件についておるもので、ここをオーバーすることはまずないと思うんですけれども、ただ本当に100年に1度の洪水のときは、私ども何とも言えませんが、撤去はすることが必要になるかと思えます。そのために非常用の巻き上げ装置とかそういうのを付けてあります。これが河川課の指示です。

沖野会長 よろしいですか。

竹原委員 そうしますと、本当に100年に1度云々という、そういうクラスでない限りは、今までの雨量の中から考えた感じでは、特に越えるような雨はなかったと、そういうふうに考えてよろしいのでしょうか。

石田野尻湖漁業協同組合長 そうです、関川が流れた、信濃町が大洪水になったときがありますよね、18号線が通行止めとか、そういうことになったときも、その川はほとんどなかったです。あれは平成7年の大洪水のとき、橋から全部流されてしまったんですけれども、そのときもこの池尻川だけは、オーバーフローとかそういうのは全然しませんでした。田んぼに迷惑もかかりませんでした。

竹原委員 はい、ありがとうございます。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、三枝さん。

三枝委員 先ほど片野委員さんからいろいろご質問いただいて、私もちょっとその点、引っかかったんですが、池尻川の主な川自体は、参考資料の写真で見ると、ろくに水が通っていないような状況なんですね。大部分はこの発電所の導水路の関係へみんな水が導水されていると。それで、片野委員さんもお質問があったんですが、タービンに通過した場合の生存率がどうなっているのかと、いろいろ問題点があるということですが、この池尻川の現況の写真を見せていただく限りでは、そんなに水がないので、装置1・2という、こういうものでなくて、発電所の導水路のけつへ持って行って、一つこういう網を設けて、そこで監視をしていただいたらいいような気がするんですが、そういうのは技術的にできないのかどうか、そこらがちょっとお聞きをしたいと思います。

沖野会長 いかがでしょうか。まず事務局。

事務局 状況だけご説明します。またちょっとすみません、ピンクの付箋のところを見ていただきますと、この導水路が流れていきましてタービンを通ったあとなんですけれども、全部

この部分は暗渠、要は水路ではなくて要はパイプなんです。パイプの状態で行きます。調整池までもう全部パイプの状況ですので、途中この中では何かを設けることはできませんし、あと、これ東北電力の私有地というか、東北電力で持っているものです。一番下に水路トンネルを抜けたあと調整池という、ちょっと丸になっている池があるんですけども。ここと関川は本当に隣接しております。距離でいきますと本当に数メートル、私と会長さんまで距離がないくらいしかなくて、ほとんど関川の横に調整池があって、調整池からすぐ関川に一番初めとして流れているという状況ですので、何らかのものをつくる場所というのが、関川そのものかというくらいにしかないというのが現場の状況です。

沖野会長 調整池の排出口のところはつけるとあふれてしまうということ。

事務局 安全性の問題でそれはちょっと、はい。

沖野会長 スクリーンはついているわけですね。

石田野尻湖漁業協同組合長 一応25ミリのスクリーンはついております。

沖野会長 細かいものだとちょっとまずいということでしょうね。

石田野尻湖漁業協同組合長 やはりそれは企業の方でして、正直な話、私どもも東北電力さんにいろいろお願いしたんですけども、やはりこれは国土交通省の許可事業、電力発電所の特化というものがあって、その壁がすごく厚くてなかなか抜けられないんです。そういうことです。

沖野会長 三枝さん、よろしいですか、今の話で。ほかにいかがでしょうか。はい、片野さん。

片野委員 その関川のところに何かつくるというのは一つの考え方ですよ。国土交通省がいいといえね。だから東北電力の中は無理としても、東北電力から出てくる水が関川に注ぎ込むわけです。関川に注ぎ込んだ直後のところに何かをつくるというのは一つの考え方ですよ。

石田野尻湖漁業協同組合長 関川水系も電力法のやつで、先ほど資料がありまして、この後ろからの資料なんですけれども、19ページをごらんください。ここに真ん中に橋がかかっていますね。橋の絵があると思うんですけども、よろしいでしょうか、19ページです。ここのところまでが特別何とか区域に入っております、関川自体が。その電力法の関係で。ですから、出口からすべて下流のここの橋のところまでは、発電所の特別何とか何とかという許可申請で許可されているところなんです。

片野委員 でも国土交通省がやるといえばいいわけでしょう。

石田野尻湖漁業協同組合長 国土交通省の許可、その辺はちょっとわかりません。

片野委員 ではそれは、私、国土交通省の河川局とパイプがあるので一応聞いてみます。あとそうですね、これは漁協さんがどういう考えを持つかわかりませんが、そういう形で幼魚はこの三重の防止装置をすり抜けることができるわけですよ。それから発電所の方も完璧かどうかわからないということですから、野尻湖の末端部ですよ。野尻湖の末端部で稚魚・幼魚については、見かけたらとるようにするというようなことは一つあってもいいんじゃないかと思えますね。それは野尻湖を全部やれと言っているわけではなくて、その水門に近い、20メートルぐらいの範囲に稚魚がいたらそれをとるようにするかね、そういうことはあっていいんじゃないかと思えます。これはこれから県が行うかもしれない、その稚魚・幼魚が流出しているかどうかという調査にもよるわけですけども、私はそういう気が

します。

沖野会長 それは監視方法としてそれを加えたらどうかというお話ですか。

片野委員 そうですね、稚魚だったら簡単にとれますよね。ある程度大きくなると難しいんですけども、それでも漁協さんは魚をとるプロですから、その末端部の稚魚・幼魚に限って、流出するおそれがあるのならば、見かけたらとるということはあってもよろしいのではないかと思います。

沖野会長 時期を限って、その小さいときに限って監視を加えるということができればいいということですね。

片野委員 ええ。

沖野会長 その辺はどうでしょうかね。要するにあれでしょう、水が出るところということで、まず事務局で、はい。

事務局 まず、川ではあるんですけども、場所、ではどこで現実にやるかと考えたときに、水門とある、先ほどの、またすみません、ピンクの図のところですけども、水門とある部分より下流については、これは東北電力の私有地なんです。ですのでここに立ち入ることというのは、ちょっとなかなか難しいことになるかなと思いますので。可能であるとすれば、もう野尻湖そのものの水門の周りですかね。

石田野尻湖漁業協同組合長 野尻湖の、この絵でいきますと水門とありまして、その前にもやはり東北電力の施設がありまして、そここのところはもうブイで囲ってあるんですけども。そこもやはり立ち入り禁止区域になっているんです。これも特水の関係で。距離とすれば700メートルから800メートルぐらい、グルッと囲われております。その沖になりますと、もうほぼ野尻湖の3分の1ぐらいのところですかね、基本的に言いますと、こここのところでとれと言われても、ちょっと厳しいかなという気持ちもあります。

沖野会長 片野さんのおっしゃっているのは、この3 - 2の地図でいくと、野尻湖と書いて水門がありますけど、その野尻湖側のところととったらどうかと。

片野委員 そこは東北電力のものなんですか。

石田野尻湖漁業協同組合長 そうなんです。

片野委員 では釣りなんかもできないという・・・

石田野尻湖漁業協同組合長 できません。

沖野会長 立ち入り禁止区域になっているということなんですね。

片野委員 しかし、今、外来生物法からいえば、それ東北電力のもので公共のものでないということになれば、東北電力はそこでの外来魚の抑制なり駆除というのは、義務を持つんじゃないんですか。私有地だって言うんでしょう。

事務局 私有地ですけども、そこにあるものを自分のものとして管理していない場合は、外来生物法の場合、前にこれ実は片野委員からもご質問いただいていたことなんですけれども、使用等として告発するとかいう状況で、それは違反しているとは認められないということで、環境省の方からは、解答をいただいておりますので。そこで、私有水面でお金をとって要は生業として何かなさっているとかという状況で、私有物として宣言なさっているならば違いますけれども、たまたま何らかの理由でその水域にいるというだけでは、外来生物法違反にはならないというふうに回答を得ています。

片野委員 しかし倫理的には問題ありますよね。これはね。

沖野会長 現実的にはそういう区域から漏れているということになるようで、今後の課題としては、委員会としてその東北電力と交渉してということもあり得るのかもしれませんが、今まで実例、そういうのはないんでしょうね。

片野委員 東北電力の管轄といったら国土交通省ですかね。

沖野会長 ただ電力関係だと、国土交通省の管轄から外れる場合もありますよね。

事務局 東北電力の活動として、そこにいるバスを駆除しなければいけないと、倫理というお話がございましたけれども、しなければいけないと法的にそこで義務化しなければいけないというふうには言えることはちょっと、この委員会の指示でもちょっとそうはいかないと思いますし・・・

片野委員 それは無理ですよ。

沖野会長 それはもっと上位でなければできないしね。

片野委員 せっかくやるんだからできるだけいい方向に持っていかうと思って考えているんで、わかりました、ちょっと私も検討してみます。

沖野会長 私の方も、そうしたら川関係の方で聞いてみますけれどもね、どうやれば可能なのかというのを。ほかにご質問いかがでしょうか。今日は、提出された書類の事前審査ということで、大方よろしいということであれば、書類についてはこれで承認させていただいて、承認されないと実際の行動に移れないということで間に合わなくなるということもありますので。最終的には現地を拝見して、指示どおりになっているかどうかという確認をした上で、次回に全体の承認ということになりますので、今日、出た懸案についてもそれまでにできるだけ回答ができるようにしていければというふうに思いますが。進め方としては、こんな方向でよろしいんですかね、事務局の方は。

事務局 おっしゃる流れでございますので。

沖野会長 今日はとりあえずここに出された書類についての事前承認ということで、実際の動きをやっていただくということになるわけですが、よろしいでしょうか。

出席者一同 はい。

沖野会長 それでは事前承認は承認されたということで受け取らせていただきます。事務局の方で、このあとの進め方についても。

事務局 ありがとうございます。承認いただいた中で、確認でございますけれども、今申し上げたように、説明申し上げましたとおり、池尻川につくる施設の一つにつきましては、厳密にいうと河川法の許可、まだ一つ受けておりません。調整中ですので、それは受けた上でということですよ。

沖野会長 そうですね。

事務局 一応条件つきということは、ここで確認させていただければと思います。

沖野会長 ですから課題としては、小さい時期の稚魚ですか・・・

事務局 それでまたちょっと整理させていただきたいんですけれども。

沖野会長 小さいときの問題、監視方法ですよ。それからあとは、タービンの中でどの程度、殺されるのかどうかと、逸出するかどうかという点ですよ。その辺も調べてみればわかるかと思いますが、それから電力会社のその私有地になっているところで、どの程度のこ

とがこちらから言えるかどうかというあたりの確認と。それは事務局側、または委員の方でやることですけれども。それを含めて、今回、書類については事前承認を得たということにさせていただきますが、これからの進め方について、事務局からご説明いただきたいと思えます。

事務局 ありがとうございます。今、整理していただいたとおりのことで、条件をつけながらこれで事前審査の承認をいただきましたので、それぞれの施設について施工していくと、申請者は施工していくという段階に入ります。先ほども冒頭に申し上げましたとおり、施設が設置されたあとに、この設計図のとおりに行っているかどうかの確認に委員の方から行っていただきたいと思っているんですが。ちょっとまだそういうわけですので、時期は未定でございます。全くいつというのはちょっとございませんので。

委員のどなたに行っていたかということなんですけれども、事務局といたしまして、会長さんには行っていただきたいというふうをお願いして、計3人、あとお二人行っていたいて、計3人の委員の皆さんで現地は見えていただきたいというふうを考えております。ただそういうわけでまだスケジュール固まっておりますので、ちょっと今この場でどなたにお願いするというのはちょっとできないかと思えますので、あとのお二人については、事務局としては会長さんをご相談の上、スケジュール調整をさせていただいて、現場を見に行くということをお願いすることになると思えますけれども、いかがでしょうかということでございます。

沖野会長 よろしいでしょうか。まだ時期がはっきりしていませんし、皆さんのご予定もあるでしょうから、とりあえず私は全くの専門ではないんですけども、会長として伺わせていただいて確認をします。あとお二方、どなたかに行っていたかということで、現地の方の報告を次回した上で承認と、または非承認ということがあり得るかもしれませんが、その辺のところの進め方、もしご異議なければそんな形で進めさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、どうぞ、松木さん。

松木委員 松木ですが、今日は野尻湖漁協の方からこういう説明、資料が出たんですが。前回、木崎湖さんも野尻湖と同じような立場で歩調を進めたいというようなことをお聞きしていたんですが、今回はこの資料が上がってないんですが、木崎湖さんとしてはどんなふうになっているのでしょうか。

沖野会長 その他のところでその辺のことをまたご報告があるそうですので、そのときでよろしいですか。

松木委員 わかりました。

沖野会長 どうぞ、三枝さん。

三枝委員 今、現地確認は3人くらいで行いたいという事務局の案でございます。会長さんのほかに2人はまだ未定だということで、その相談は事務局に一任するのか、会長に一任するのか。

沖野会長 会長と事務局の方で相談させていただいて、なるべくよくわかる人を、または非常にこう全般的に何の利害関係もない方という形でというふうになっております。

三枝委員 私の希望ですが、いろいろかなり研究していて、片野さんはぜひ1人加えていただきたい。私の希望意見です。

沖野会長 はい、ご意見として伺っておきます。よろしいでしょうか。本当は休憩を入れたいんですが、もう一つありますのでやってしまいたいというふうに思います。

事務局 先ほどの、もう一回ちょっとこの件に関しましての、調べておくというか、条件のところで、もう一回すみません、確認させていただきたいんですけれども。そういたしますと、まずタービンの問題で、タービンについて、魚がどうなるかということの情報を収集するんだということが一つあったかと思います。次に稚魚の問題ですね。稚魚の問題で、これについてまず調査をするようにというお話だったと思うんですけれども。それで、電気ショッカーなりを使った綿密な調査を、監視場所になっているようなこの水域でやってみるといふことかと思えます。

片野委員 それで、もう施工しなければいけないということですから、とりあえずはこれでいいですよ。ただ、これからも、この前のときもおっしゃったように、この施設でそういう、なお流出があるかどうかはチェックしていくという話でしたよね。

事務局 わかりました。そうしますと、申請者が行う監視以外に、以上にとった方がいいのかわかりませんが、もう少し電気ショッカーで見るなり、稚魚がとれるような方法での監視体制というか、それは漁協では難しいので、県の方でやっていくということによろしいでしょうか。

片野委員 はい。

事務局 ではそれが2つ目です。あと、東北電力のお持ちの施設の中で、場合によるとその稚魚をそのところだけとれるか、何らかのことができないかどうかというお話でしたですね。それでよろしかったでしょうか。

沖野会長 とりあえずそれでいいと思います。

事務局 すみません、ちょっと確認したかったものですから。

沖野会長 それでは先に進めさせていただきます。(6)の遊漁料の計算方法についてと、これは報告ですので。以前に、水口委員からこれについて少し検討してほしいという話が出ておりました。今回は、現在どうなっているかということ事務局の方からご説明いただくということと、今日は水口委員がご欠席ですので、委員の皆さんに中身を聞いておいていただいて、水口委員の方には資料をお送りして、まだここで決める、決めないということではありませんので、お聞きいただきたいというふうに思います。では事務局からお願いいたします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。今回は現状について内容を説明していただいて、ご理解いただきたいというところですが、もし変えるべきところがあれば検討しながら変えていくと。ただし、変える途中で遊漁料をとらないというわけにはいきませんので、当面は今の方法を続けながら、改定すべきところは改定する方向で検討していこうということでしょうが。現況をまずは知らなければいけないということで、確認という意味で今日ご説明いただきました。水口先生いらっやっていますので、次回にもそういう話が出れば、またいろいろ検討していくという形になるかと思えます。直接何か今日お聞きしたいということでもあればご質問を受けますが。はい、どうぞ、片野さん。

片野委員 私は、前回、水口さんと議論したときも、こういうのはある程度経済活動なんだから、あまり非常識でなければ漁協独自の決め方なり何なりがあってもいいという考えなんです

けれども。事務局に一つ伺いたいんですけれども、こういう遊漁料の決め方について、過去に訴訟、裁判所のその判断みたいなものはあったんでしょうか。例えば富山でサクラマスの遊漁料を3万円にするとときに、何か訴訟ざたがあったとか、なかったという話は聞いたことがあるんですけれども。それ以外に何か、裁判所が一定の判断を示したということはあるんですかね。ちょっと調べておいてもらえたらと。

事務局 今の記憶中ではないんですけれども、もう一回ちょっと調べてみます。

沖野会長 よろしいでしょうか。それでは、今日の審議事項は5件終わりにさせていただきますが、事務局の方でその他が、はい、どうぞ。

事務局 ありがとうございます。その他ということで2点お願いいたします。まず1点目は、前回の委員会の最後の方で、片野委員の方から、先ほども議論いただきましたけれども、オオチバス等の再放流禁止指示を出した、その効果について、やはり調べた方がいいという、で、お考えをお持ちだったんですけれども、ちょっと時間的なことで十分ご意見をいただけなかったんですが、後日ちょっと片野委員にお話を伺うことができまして、二つご提案をいただきました。一つは県のホームページ上で、どなたでも自分でこういうバス類を、要は駆除しましたと、何匹とりましたというようなこと、あるいはグループでそのような行動をなさっている方が、その成果を書き込めるような掲示板的なものをつくられてはどうかという、つくってはどうかと。そうすると一つ効果としてそういったものが把握できる場所ができるのではないかとというのが一つのご意見でした。

もう一ついただいたのは、長野県全体で調べるのは難しいから、主要な湖沼ではやはりバスを釣ったものを回収できるようなものを設けて、そこにどれくらい集まるかということでの駆除効果の算定というのをやはりやった方がいいんじゃないかと。ついては、そういうところでは、その体制づくりとともに、そういったことを指導する人づくりといったこともやはり考えなければいけないんじゃないかということで、2点、ご意見をいただきました。

委員会事務局というよりは、もしかすると県にという形でいただいたかもしれません。なかなか、非常に示唆に富んだご意見だと思いますので、すぐにちょっと実行できるかどうかというのは難しいところがございますけれども、前向きにとらえて取り組んでいきたいなと思っております。

もう一つご報告でございますが、やはり再放流禁止指示の関係で、野尻湖とともに6カ月施行を遅らせました木崎湖なんでもございますけれども。木崎湖漁協の方から、組合の理事の方から再放流禁止指示の解除申請を行いたいという旨の連絡が入りまして、先般、事務局でまいりまして、組合長さん、理事の皆さんに、先ほどもご審議いただいた審査基準について、こういうことになっておりますということを説明してまいりました。今現在は、その審査基準、適用基準を十分吟味されて、どうやっていくかということについては、理事会なりで、役員会を開いてもう一回再検討するとおっしゃってございましたので、一応そのような動きがありましたのでご報告いたします。

沖野会長 どうもありがとうございました。2点ですが、効果判定については、先ほども議論が出ましたので、ぜひ県の方でも何らかの方法で、わかるようなことを考えていただければというふうに思いますし、それから木崎湖の方はそんな動きがあったということで、先ほど松木さんの方からご質問がありましたが、それのとりあえずはお答えになっているかと思いま

す。何かご質問はございますか。片野さんの方はよろしいですか、先ほどの。はい。

それでは今日はいろいろと難しい議論もありましたけれども、とりあえず5つの件とその他のところで2件の報告をいただきました。これで今日の漁場管理委員会は終わらせていただきます。では事務局の方に戻します。

事務局 ありがとうございました。本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これをもちまして第199回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員